

CDM/JI事業調査

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額6.7億円

目的・意義

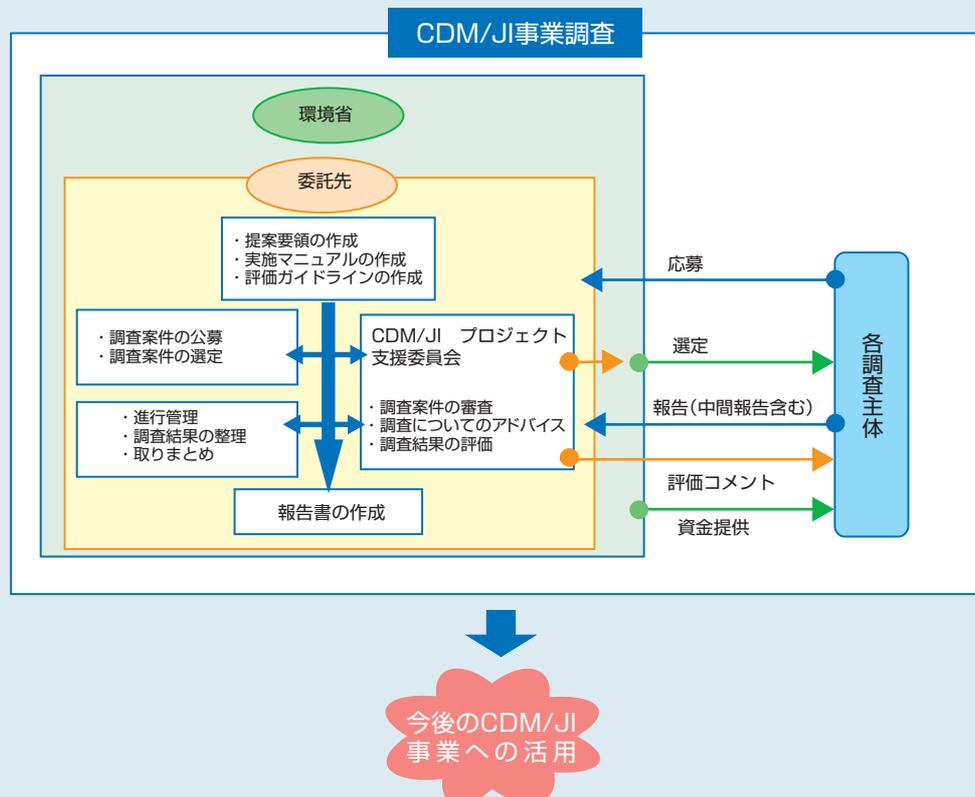
CDM/JIは、温室効果ガス削減プロジェクトの実施を通じて、途上国・市場経済移行国のCO₂排出削減等を支援する国際貢献であるとともに、我が国のクレジットの取得につながり、京都議定書の約束達成にも資するものです。

本委託事業では、具体的なプロジェクトを発掘し、その実現可能性を調査するとともに、我が国民間事業者がCDM/JI事業に参画することを促進します。

事業内容

調査案件を公募し、CDM/JIプロジェクトとしての実現可能性の調査（フィージビリティ・スタディ）を行います。調査の実施手順としては、現地調査を行った上、排出削減見込み量を試算し、プロジェクト設計書（PDD）を作成します。

応募された案件は、CDM/JIプロジェクト支援委員会によって審査され、高い事業実施可能性が認められたものが採択されます。採択案件については、上記調査に取り組み、その後CDM/JIプロジェクトの事業化へとつなげていきます。また、今後の新たな事業案件の発掘にも貢献できるよう、調査結果は広く一般に公表します。



これに加えて、19年度はアジア諸国における太陽光エネルギー・バイオマスなどの石油代替エネルギー利用設備や省エネ機器の導入に係るプログラムCDMについて、導入可能性や導入シナリオをまとめた「グランドデザイン」を策定するとともに、具体的なCDM事業の実現可能性調査を行います。

委託内容

1. 委託対象者：民間団体（CDM/JIについて具体的なプロジェクトの調査を行うことのできる団体）
2. 委託内容：CDM/JI事業調査

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

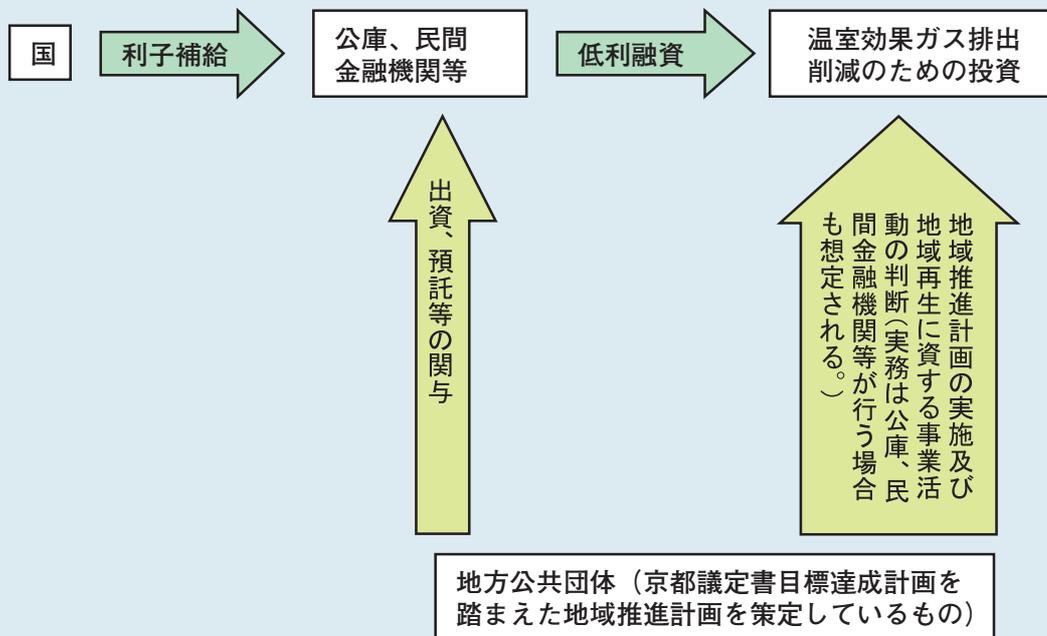
19' 予算額0.85億円

目的・意義

京都議定書の目標達成のため、地方公共団体においても温室効果ガス削減のための推進計画が策定されています。この推進計画を進めるためには、民間事業者によって必要な設備投資等が行われる必要があります。この事業により、民間の知恵と活力が発揮され、先進的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する事業活動が、低利の融資を受けて実施されます。

事業内容

地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の2分の1（1%分を上限とする。）について利子補給を行う。



コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

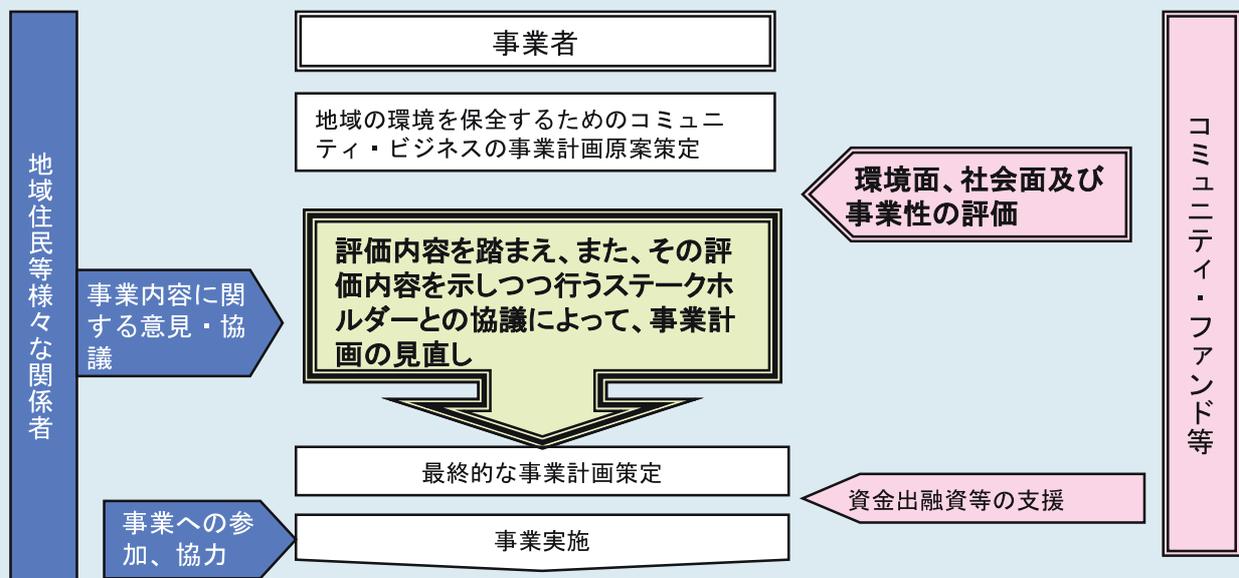
19' 予算額0.5億円

目的・意義

「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」のためには、地域において、地域コミュニティの力で環境を保全する事業が行われることが必要です。そのためには、事業計画に対して、外部から、環境面や社会面、さらには経済面を含めた事業の持続可能性を評価し、価値の高いものを支援するコミュニティ・ファンド等と協力し、その評価内容を十分に活かして事業を進めることが望まれます。この評価内容の有効活用の過程について、モデル事業として支援を行い、その在り方を明らかにします。

事業内容

事業者が、コミュニティ・ファンド等から環境面等の評価を受け、当該評価を活用しつつ、地域住民等ステークホルダーと協議しつつ事業計画を見直していく作業についてモデル事業として支援を行う。



ソーラー・マイレージクラブ事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19'予算額0.35億円

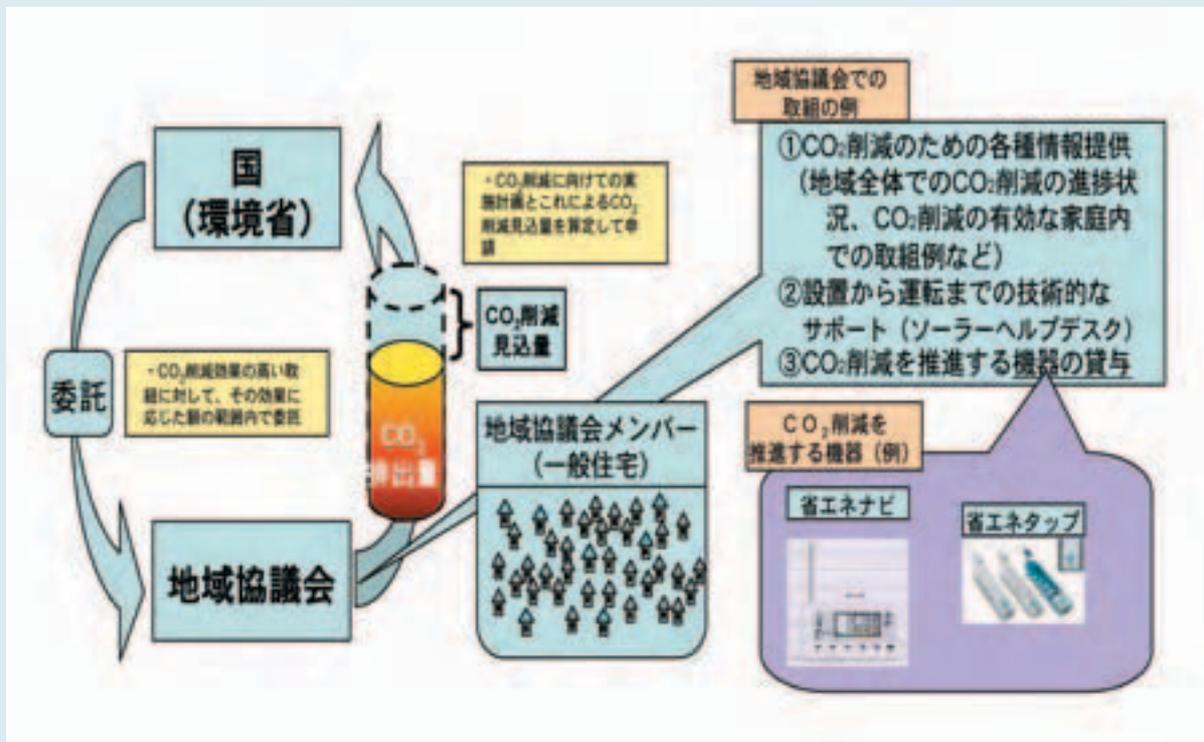
目的・意義

住宅における太陽光発電等の省CO₂設備等の積極的な導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発活動・情報基盤整備を地域協議会等に委託して実施し、もって、地域における太陽光発電等の普及促進、及びそれを通じた面的な省CO₂対策を推進します。

事業内容

(1) 地域協議会による普及啓発事業

家庭部門におけるCO₂排出量削減を進めるため、太陽光発電設備等の導入によるCO₂削減を奨励する普及啓発事業を地域協議会に委託して実施し、これにより地域ぐるみで面的な省CO₂対策を進めます。事業については公募を行い、その内容を助案し委託協議会を選定します。



(2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業

実際に太陽光発電等を導入した住宅におけるCO₂削減効果に関するデータの収集解析を実施し、太陽光発電システム等の普及促進のための情報整備を行う事業を委託して実施し、地域協議会による普及啓発事業と併せて情報の共有・充実を図ります。

委託内容

1. 委託対象者
 - (1) 普及啓発事業：地域協議会
 - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業：民間団体
2. 対象事業
 - (1) 普及啓発事業
家庭部門におけるCO₂削減を奨励する普及啓発事業
 - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業
太陽光発電システム等の普及促進情報整備事業

主体間連携モデル推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額5.35億円

目的・意義

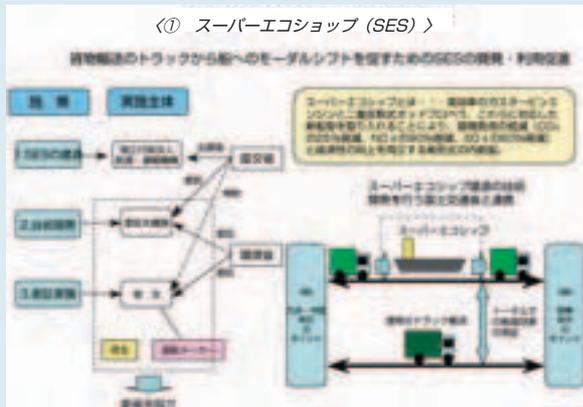
排出量が増大している民生・運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策は、省エネ製品のメーカー・販売会社や公共交通機関などの供給サイドと消費者・ユーザーなどの需要サイドの取組の間にミスマッチがあると、十分な対策の効果が発揮されないという性格を有するものが多くあります。そこで、**メーカー、販売店、消費者など複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような効果的な取組を行うモデル事業を、各省連携により推進し、具体的な成功事例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図ります。**

事業内容

運輸部門、業務部門、家庭部門で複数の主体が連携して実施する代エネ・省エネ事業として以下の5つのメニューを設けて公募し、これを第三者評価委員会で選定・採択し、採択した事業をモデル事業として民間企業等へ委託して行います。

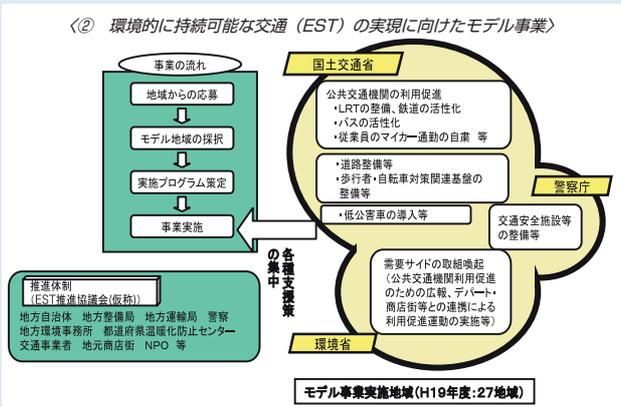
1 スーパーエコシップ(SES)の実証事業 (国土交通省との連携事業)

荷主と造船メーカーの連携により、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ (SES：通常の船より約25%のCO2排出量削減が期待される新型船) への**モダリティシフトを促すモデル事業**を実施します。具体的には、スーパーエコシップの技術開発・実証実験を、荷主や造船メーカー等との連携のもとに行います。



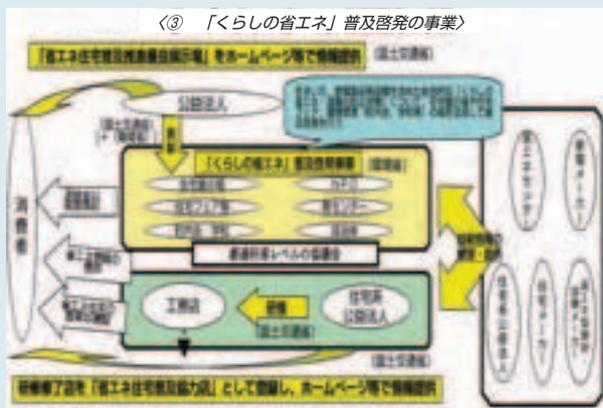
2 環境的に持続可能な交通 (EST) モデル事業 (国土交通省、警察庁との連携事業)

環境的に持続可能な交通 (EST：Environmentally Sustainable Transport) の実現を目指す先進的な地域として、国土交通省が公募し選定したESTモデル事業の実施地域において、各地域のEST普及推進協議会との連携により、公共交通機関の利用促進のための広報や地元商店街との連携による利用促進運動の実施などを通じてCO2排出削減に向けた需要者サイドの意識啓発を行うモデル事業を実施します。



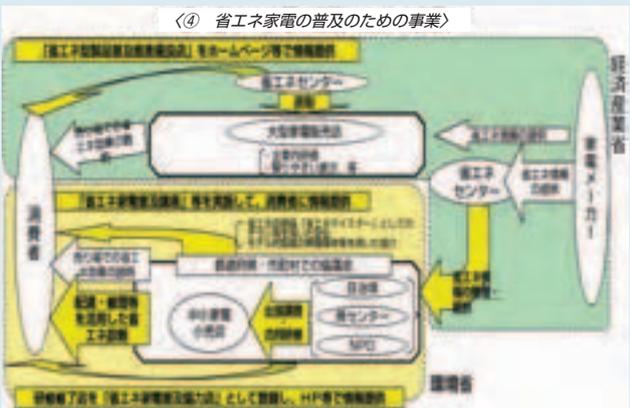
3 暮らしの省エネ (省エネ住宅) 普及啓発事業 (国土交通省との連携事業)

住宅メーカー、工務店、都道府県センター等の連携により、住宅展示場、住宅フェアなどの場を活用して、**省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電、高効率給湯器などの代エネ・省エネ住宅設備の普及啓発を行うモデル事業**を実施します。



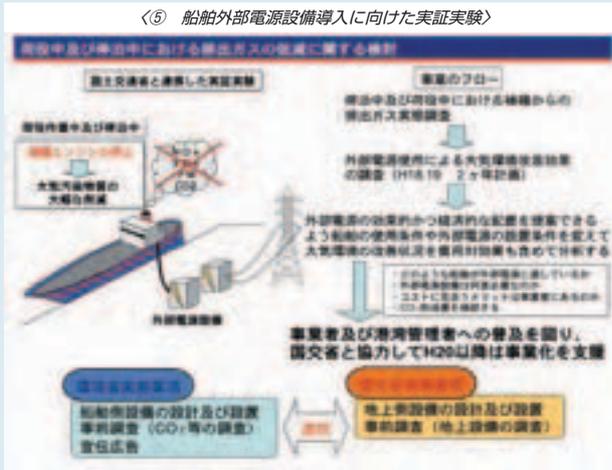
4 省エネ家電の普及啓発事業 (経済産業省との連携事業)

家電小売店、都道府県センター、NGO等との連携により、中小家電小売店対象の**講習・研修の実施や消費者への情報提供などの省エネ型製品の普及を促すモデル事業**を実施します。



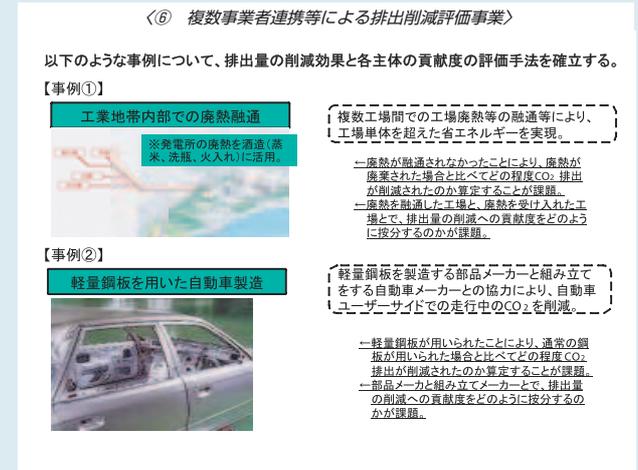
5 船舶外部電源設備導入に向けた実証実験 (国土交通省との連携事業)

船舶外部の電源設備から船舶補機エンジンに電気を供給することにより、停泊中及び荷役中における補機エンジンからの排出ガスを低減し、温暖化対策と大気環境の改善を促すモデル事業を実施します。



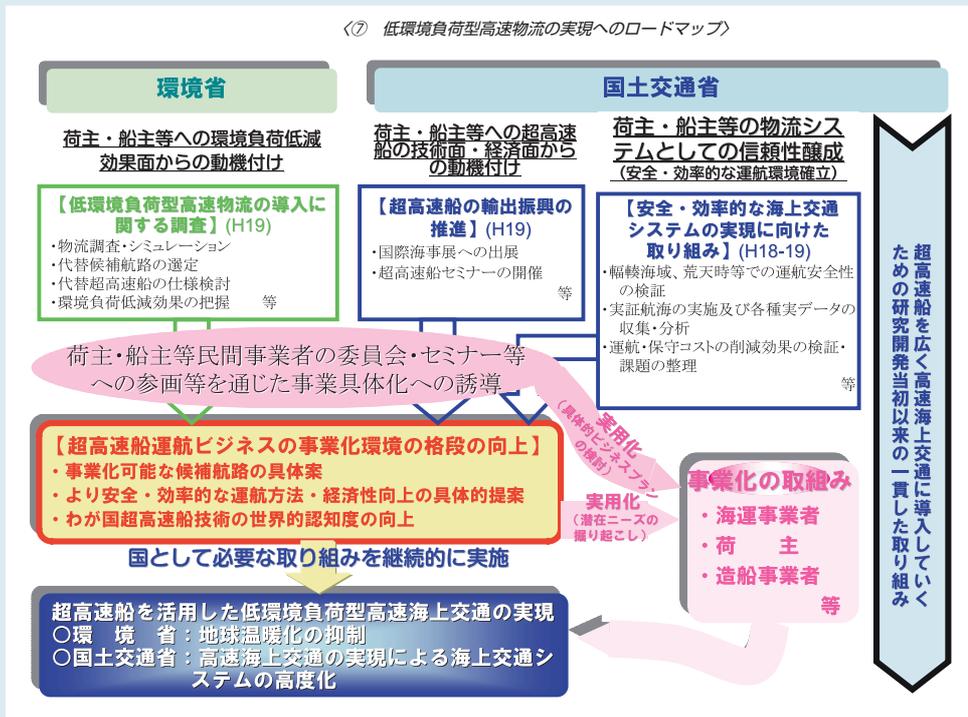
6 複数事業者連携等による排出削減対策評価事業

温室効果ガスの排出が製品やエネルギー等の全体のライフサイクルの連関の中でどのようになっているかを定量的に把握し、データベース化した上で、関係する各主体の取組について、プロセス全体の中での削減効果を定量的に評価するための手法を確立します。



7 低環境負荷型高速物流の導入に関する評価事業 (国土交通省との連携事業)

超高速船を利用した低環境負荷型高速物流の実現に向けて、超高速船を用いた航空輸送等からの代替サービスが実現可能な航路、その際に使用される超高速船の仕様を検討し、低環境負荷型高速物流の導入を進めるための方策とその効果に関する評価事業を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：上記に掲げた省エネ・代エネ対策のためのモデル事業

風力発電施設に係る適正整備推進事業

(担当：自然環境局野生生物課)

19'予算額2.3億円

目的・意義

京都議定書目標達成計画において、新エネルギー対策の一つとして風力発電のより一層の導入が求められています。一方、風力発電については、鳥類が風車のブレードに衝突して死亡する事故（バードストライク）が生じており、風力発電施設設置の適否判断が長引く問題が生じています。

このような状況において風力発電の推進を図るためには、野生生物保護と両立するための適切な配慮を実施することができるようにする必要があります。

このため、バードストライクの各種防止策を検討しその効果を実証するとともに、立地適正化のマニュアル作成等を行い、事業者が適切な配慮策を実施するための負担軽減を図ります。

事業内容

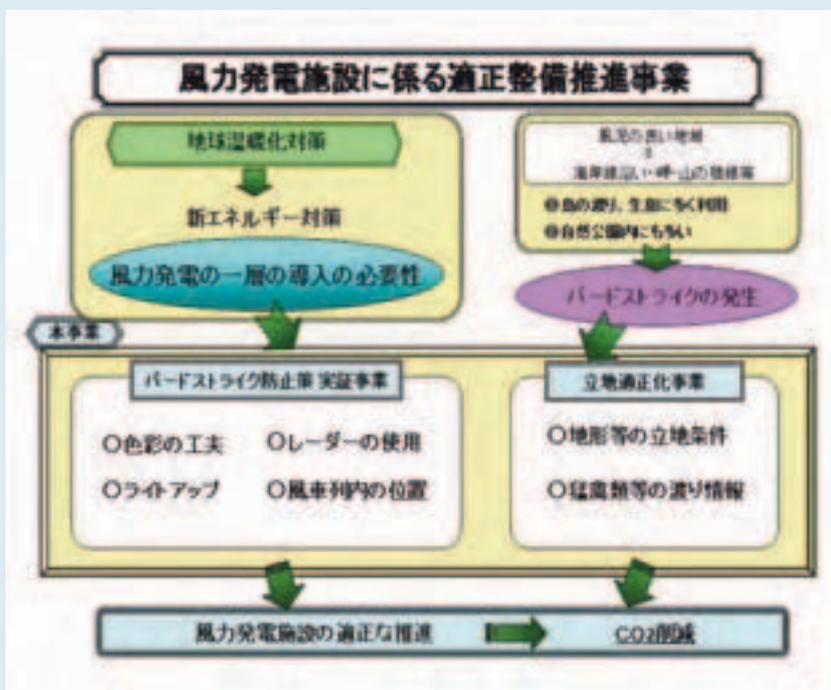
(1) バードストライク防止策実証事業

ブレードへの色彩塗装や風車のライトアップを行い、バードストライク防止について効果を実証します。

また、鳥類の接近状況に応じてバードストライク防止措置を講じるため、レーダーを用いた鳥類の接近状況の観測技術などを実証します。

(2) 立地適正化マニュアル作成事業

地形等の立地条件による衝突数の差の分析や、猛禽類の渡り経路の把握を行います。これをもとに、風力発電施設の立地の適正化のためのマニュアルを作成します。



委託内容

1. 委託対象者 民間団体
2. 対象事業 (1) バードストライク防止策実証事業
(2) 立地適正化マニュアル作成事業